

富山労働局発表

平成21年7月31日

連絡先

富山労働局 総務部 企画室
企画室長 廣瀬正己
労働紛争調整官 松林郁夫
電話076-432-2728

個別労働紛争解決制度の運用状況について

～ 本年4月～6月までの状況 ～

本年度第1四半期(4月～6月)に富山労働局(局長 ^{さくら いしんいち} 櫻井眞一)で取り扱った「個別労働紛争の解決の促進に関する法律」による総合労働相談やあっせん等の件数を取りまとめましたので、その内容を以下のとおり発表します。

概要

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1. 「総合労働相談」件数 | 2,881件(昨年度比 375件 15.0%増加) |
| (労働関係の法令制度の問合せ・労働紛争に関する相談等) | |
| 2. 「個別労働紛争」事案 | 573件(同 141件 32.6%増加) |
| (上記の内、民事上の個別労働紛争に係る相談) | |
| 3. 「労働局長による助言・指導」件数 | 19件(同 9件 32.1%減少) |
| (上記の「個別労働紛争」に関し、その解決のために当事者の一方から援助を求められた場合に、必要な助言・指導を他方の当事者に対して行う制度です。) | |
| 4. 「あっせん」申請件数 | 20件(同 6件 23.1%減少) |
| (上記の「個別労働紛争」に関し、紛争当事者双方が話し合いでの解決を希望する場合、第三者(公正中立な弁護士・有識者等)の調整(あっせん)により解決を図る制度です。) | |

今年度第1四半期(4月～6月)に富山労働局総務部企画室及び各労働基準監督署に設置している『総合労働相談コーナー』等に寄せられた総合労働相談や個別労働紛争の相談件数は、対前年同期比では大きく増加しました。

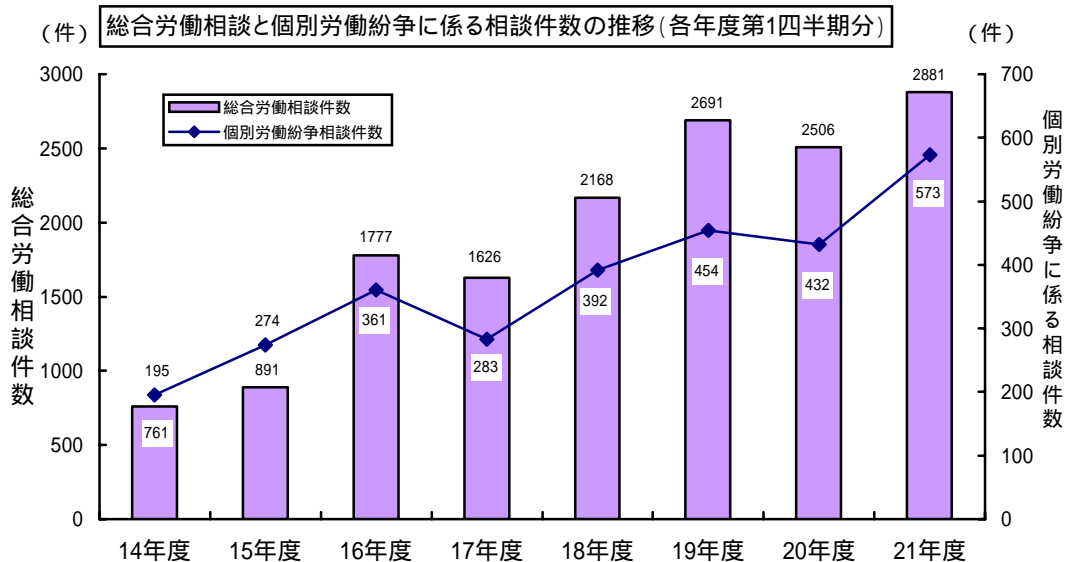
また、富山労働局長による、民事上の個別労働紛争に対する「助言・指導」の申出件数と富山紛争調整委員会による「あっせん」の申請件数は、対前年同期比では減少しました。

内容の詳細

1. 総合労働相談及び個別労働紛争に係る相談の状況

総合労働相談件数は、平成20年度第1四半期では2,506件でしたが、本年度第1四半期では2,881件と増加しました。

また、民事上の個別労働紛争に係る相談件数も、平成20年度第1四半期では432件でしたが、本年度第1四半期では573件と大きく増加しました。



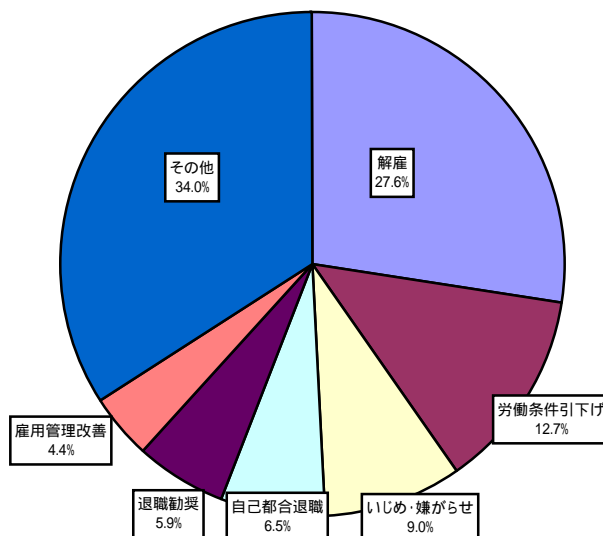
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の内容

総合労働相談コーナーに寄せられた573件の個別労働紛争に係る相談内容は、下表のとおり「解雇」に関するものが最も多く、次いで「労働条件引下げ」、「いじめ・嫌がらせ」の順となっています。(複数の内容に関する相談はそれぞれに計上)

昨年度と比べ、「解雇」に関する相談の割合が大きく増加しました。

主な相談内容	20年度		21年度	
	件数	割合%	件数	割合%
解雇	118	22.6	183	27.6
労働条件引下げ	72	13.8	84	12.7
いじめ・嫌がらせ	52	9.9	60	9.0
自己都合退職	44	8.4	43	6.5
退職勧奨	35	6.7	39	5.9
雇用管理改善	35	6.7	29	4.4
その他	167	31.9	226	33.9
合計	523	100.0	664	100.0

相談内容割合(平成21年度第1四半期分)



3. 労働局長による助言・指導、あっせんの状況

労働局長による助言・指導の申出は19件あり、申出の内容は多様ですが、「解雇」に関するものが4件と最も多数でした。

これらの申出に対して、確定した判例法理、類似事案の集積等がある軽微あるいは簡易な事案等に対しては、簡易・迅速な紛争解決という観点から、コーナーにおいての口頭による助言・指導を実施しています。

また、20件のあっせん申請の主な内容も、「解雇」に関するものが7件と、最も多数でした。

これらのあっせん申請の内、6件については紛争調整委員会委員によるあっせんが行われ、その内5件については紛争当事者間の合意が成立し、紛争が解決しました。

助言・指導及びあっせん申請内容の内訳（複数の内容に関する事案はそれぞれに計上）

	20年度助言指導		20年度あっせん		21年度助言指導		21年度あっせん	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
解雇	17	54.8	5	15.2	4	21.1	7	35.0
退職勧奨	3	9.7	5	15.2	1	5.3		
労働条件引下げ	1	3.2	5	15.2			1	5.0
雇止め							2	10.0
その他の労働条件	5	16.1	10	30.3	4	21.1	5	25.0
上記以外	5	16.1	8	24.2	10	52.6	5	25.0
合計	31	100	33	100	19	100	20	100